

中間前金払に係る手続の流れ

①認定の請求

受注者は、中間前金払を請求しようとするときは、あらかじめ「中間前金払認定申請書（第1号様式）」に「工事履行報告書（第2号様式）」を添えて工事担当課に提出し、中間前金払に関する認定の請求をします。

②認定調書の交付

発注者は、認定調書に基づき審査した結果を受注者に対して「中間前金払認定調書（第3号様式）」により交付します。

この場合において、工事履行報告書の数値等に疑義があるときは、受注者に当該数値等の根拠となる資料の提出を求めることがあります。

③保証契約の申込み

受注者は保証事業会社に対して、受注者から交付された「認定調書」を添えて、中間前金払に係る保証契約を申し込みます。

④⑤保証契約の締結及び保証証書の発行

保証事業会社と保証契約を締結することにより、「中間前金払保証に係る保証証書」が受注者に発行されます。

⑥支払請求

受注者は、「中間前金払支払請求書（様式は任意）」に「保証証書（原本）」を添えて工事担当課に提出します。

⑦支払い

発注者は、前払金と同じ振込み口座に中間前払金を支払います。

【フロー図】

